

【資料第5 - 3】看護師、介護福祉士の資格制度の概要

	看護師	介護福祉士
業務内容	免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者	登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があるものにつき介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者
資格の特徴	業務独占資格	名称独占資格
養成課程	<p>看護師国家試験に合格 受験資格</p> <p>高卒後、指定を受けた看護系大学・看護系短大(3年)又は看護師養成所(3年課程)を卒業</p> <p>高卒又は実務経験3年以上の准看護師であって指定を受けた看護系短大(2年)又は看護師養成所(2年課程)を卒業</p> <p>外国の看護学校を卒業し、の者と同等以上の知識及び技能を有することの認定(永住資格及び日本語能力も必要)</p>	<p>高卒後、指定養成施設(2年以上)を卒業</p> <p>社会福祉系大学等卒業後、指定養成施設(1年以上)を卒業</p> <p>実務経験3年又は高校で必要課程を修めかつ介護福祉士試験に合格</p>
現行在留資格 (資格活動)	<p>【医療】</p> <p>・日本の養成校卒業</p> <p>・4年以内の研修目的としての就労</p>	なし

【参考】ホームヘルパー資格について

	研修内容	受験資格	講習時間
1級課程	厚生労働省の定める研修基準による基幹的な研修で、2級課程で修了した基本事項についてより深い知識と技術を習得する。	2級課程修了者。 2級課程修了後、原則として1年以上ホームヘルパーとして活動した人。	230時間(講義:84時間、実技講習:62時間、施設実習:84時間)
2級課程	厚生労働省の定める研修基準によるホームヘルプサービス事業に従事する人の基本的研修で、ホームヘルパーとして必要な知識と具体的技術を習得する。	なし	130時間(講義:58時間、実技講習:42時間、施設実習:30時間)
3級課程	厚生労働省の定める研修基準によるホームヘルプサービス事業の入門研修で、ホームヘルパーとして必要な知識と技術のうち基本的なものを習得するための研修。	なし	50時間(講義25時間、実技講習17時間、施設実習8時間)